

別紙1－2（事前相談様式：飼料添加物）

年 月 日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課 御中

相談者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領について」（令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、下記のゲノム編集飼料添加物について事前相談を申し込みます。

記

名 称

- ① 開発した飼料添加物の品目名
- ② 利用したゲノム編集の方法及び改変の内容
- ③ 外来遺伝子及びその一部の残存の確認に関する情報
- ④ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に定められた成分規格に適合していることの確認
 - 確認済み
 - 未確認
- ⑤ 上市予定年月（決定している場合）
- ⑥ 以下に該当することについて相談する場合は、その判断理由となる情報を添えること。
 - ゲノム編集技術により得られた微生物を利用して製造されたものであり、ゲノム編集技術により得られた微生物が、分類学上同一の種に属する微生物又は自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であることが明らかである場合
 - ゲノム編集技術により得られた微生物を利用して製造されたものであり、高度精製飼料添加物である場合

注1) ①～④については、必須とする。

注2) ③については、確認に用いた資料を添付すること。